

第6号議案

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

民法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第2項中「前項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「前項」に改める。

第21条第5号中「に規定するもの」を「において市が負担することとされているもの」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。